

四日市市告示第589号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第168号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(補助事業の事前着手)</u></p> <p><u>第11条 補助金の交付決定の前に着手</u> <u>した事業は、補助金の対象としない。た</u> <u>だし、やむを得ない事由により補助金の</u> <u>交付決定の前に事業に着手する必要が</u> <u>あるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 補助事業者は、前項ただし書の規定</u> <u>により補助金の交付決定の前に事業に</u> <u>着手する場合は、四日市市介護施設開設</u> <u>準備経費補助金交付決定前着手承認申</u> <u>請書（第10号様式）に次の書類を添え</u> <u>て市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）事業計画書（第11号様式）</u></p> <p><u>（2）その他関係書類</u></p> <p><u>3 市長は、前項に規定する交付決定前</u> <u>着手承認申請書の提出があった場合は、</u> <u>当該申請に係る書類を審査のうえ、その</u> <u>可否を決定するものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、当該事業の補助金の交付決</u> <u>定の前に着手を認める場合は、四日市市</u></p>	

介護施設開設準備経費補助金交付決定前着手承認通知書（第12号様式）により、当該事業の補助金の交付決定の前に着手を認めない場合は、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付決定前着手不承認通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業完了後30日以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市介護施設開設準備事業実績報告書（第14号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書（第15号様式）
- (2) 事業実績調書（第16号様式）
- (3) 及び(4)（略）

2 補助事業者は、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する四日市市介護施設開設準備事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了後30日以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市介護施設開設準備事業実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書（第11号様式）
- (2) 事業実績調書（第12号様式）
- (3) 及び(4)（略）

2 補助事業者は、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する四日市市介護施設開設準備事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補

助金の額を確定し、四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書(第18号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市介護施設開設準備経費補助金請求書(第19号様式)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(決定の取消し)

第15条 (略)

(補助金の返還)

第16条 (略)

(理由の提示)

第17条 (略)

(検査)

第18条 (略)

(記録)

第19条 (略)

(補助金の評価)

第20条 (略)

助金の額を確定し、四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書(第14号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市介護施設開設準備経費補助金請求書(第15号様式)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

(決定の取消し)

第14条 (略)

(補助金の返還)

第15条 (略)

(理由の提示)

第16条 (略)

(検査)

第17条 (略)

(記録)

第18条 (略)

(補助金の評価)

第19条 (略)

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第21条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(補則)

第22条 (略)

(補則)

第20条 (略)

改正後

別表（第2条及び第5条関係）

補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は次のとおりとする。

補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。）	1,036千円	(略)
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	1,036千円	
小規模多機能型居宅介護事業所	1,036千円	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,036千円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	

改正前

別表（第2条及び第5条関係）

補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は次のとおりとする。

補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。）	989千円	(略)
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	989千円	
小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

連絡先

年度 四日市市介護施設開設準備経費補助金交付申請書

年度において別添のとおり事業を実施したいので、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出の予算書（見込書）抄本
- (4) 理由書（申請者が社会福祉法人の場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

年度四日市市介護施設開設準備経費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第8条第5号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（ 年 月 日付 第 号による確定額）

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

連絡先

四日市市介護施設開設準備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市介護施設開設準備準備経費補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 変更する事業名称 介護施設開設準備事業

2 変更前の補助金交付申請額 金 円

3 変更後の補助金交付申請額 金 円

4 金額の変更内容

5 事業の変更内容

6 添付資料

(1) 申請額算出内訳書（第2号様式）

(2) 事業計画書（第3号様式）

(3) 歳入歳出の予算書（見込書）抄本

(4) その他市長が必要と認める書類

第15号様式を第19号様式とし、第14号様式を18号様式とし、第13号様式を17号様式とし、第12号様式を第16号様式とし、第11号様式を第15号様式とし、第10号様式を第14号様式とし、第9号様式の次に、次の4様式を加える。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
(申請者) 名 称
代表者

(署名又は記名押印)

年度四日市市介護施設開設準備経費補助金交付決定前着手承認申請書

年度四日市市介護施設開設準備事業において、補助金の交付申請を予定している次の事業について、事業の事前着手をしたいので申請いたします。

なお、事前着手にあたっては、補助金の交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合、あるいは補助金の交付決定がされない場合があっても、異議はありません。

記

1 補助対象施設

(種別)

(名称)

(事業費)

2 着手予定年月日 年 月 日

3 完了予定年月日 年 月 日

4 交付申請予定額 円

5 交付決定前着手を必要とする理由

（ ）

添付書類：事業計画書（第11号様式）、工程表

第11号様式（第11条関係）

事業計画書

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 開設予定年月日 年 月 日

4 対象経費の支出予定額 円

（経費内訳のAの額を記入）

（経費内訳）

科目	支出予定額	摘要	積算内訳
計	A		

注）「科目」欄には、需用費、備品購入費、給料等を記載してください。

（添付資料）

雇用契約書（写）、見積書等、経費の内容が分かる書類

第12号様式（第11条関係）

第 号

住 所

名 称

代表者

年度四日市市介護施設開設準備経費補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度四日市市介護施設開設準備事業の補助金交付決定前の着手については、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の条件を付して承認とすることに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 事前着手承認申請書に記載の内容について、補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、これを変更することは認められない。
- 2 補助金の交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合、あるいは、補助金の交付決定がされない場合においても、異議がないこと。

第13号様式（第11条関係）

第 号

住 所

名 称

代表者

年度四日市市介護施設開設準備経費補助金交付決定前着手不承認通知書

年 月 日付けて申請のあった 年度四日市市介護施設開設準備事業の補助金交付決定前の着手については、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり不承認とすることに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 不承認理由

第14号様式から第19号様式までを次のように改める。

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

連絡先

四日市市介護施設開設準備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度介護施設開設準備事業を完了（廃止・中止）したので四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記の書類を添付して報告します。

記

1 事業実績報告金額 金 円

2 添付書類

- (1) 精算額算出内訳書（第15号様式）
- (2) 事業実績調書（第16号様式）
- (3) 歳入歳出の決算書（見込書）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第15号様式（第12条関係）

精算額算出内訳書

施設の名称

施設の種類

（単位：円）

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他特別 の収入額 C	補助必要額 (B - C) D

補助基準額 E	補助額 F	補助金受入済額 G	差引過不足額 (F - G) H

注1) A欄には、当該事業を行うために要する経費の総事業費を記入してください。

注2) B欄には、A欄の事業費のうち、補助対象の経費の実支出額を記入してください。

注3) F欄には、D欄、E欄の金額を比較しいずれか低い額を記入してください。

第16号様式（第12条関係）

事業実績調書

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 開設年月日 年 月 日

4 対象経費の支出済額 円

（経費内訳のAの額を記入）

（経費内訳）

科目	支出済額	摘要	内訳
計	A		

注）「科目」欄には、需用費、備品購入費、給料等を記載してください。

（添付資料）

雇用契約書（写）、売買契約書（写）、納品書（写）等、経費の内容が分かる書類

第17号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

(署名又は記名押印)

年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた補助事業の終了実績について、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第12条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

年度終了実績報告内訳書

補助対象事業者名

施設の種類

1. 事業費

(単位:円)

交付決定金額 円	年度内遂行実績額 円	翌年度繰越事業費 円	翌年度繰越 交付金額 円

2. 事業実施期間

(ア) 契約(予定)年月日	年 月 日
(イ) 着工(予定)年月日	年 月 日
(ウ) 竣工(予定)年月日	年 月 日

第18号様式（第13条関係）

住 所

名 称

代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した 年度四日市市介護施
設開設準備経費補助金については、 年 月 日付けの実績報告に基づき、下記の
とおり補助金の額を確定したので、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第13条の規
定に基づき通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助確定金額 金 円

2 補助金の交付の条件

四日市市社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、四日市市補助金等交
付規則及び四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第19号様式（第14条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

（署名又は記名押印）

連絡先

年度 四日市市介護施設開設準備経費補助金請求書

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、 年度
四日市市介護施設開設準備経費補助金を請求します。

記

補助金請求額 金 円

下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関							
			銀行	本店（所）			
			信金	支店（所）			
			農協				
預金種目	1. 普通	口座番号 (7桁)					
口座名義（フリガナ）							

【注意事項】

- 請求印は、補助金交付申請書に使用した印鑑と同じものをお使いください。
- 金額の訂正はできませんのでご注意願います。又、他の部分を訂正する場合は、請求印を押印のうえ訂正願います。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱（平成20年告示第158号）	(略)	
四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（令和4年告示第168号）	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考

(略)		
四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱(平成20年告示第158号)	(略)	
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱(令和4年告示第169号)	第1号様式、第6号様式、第7号様式、第10号様式及び第14号様式	第1号様式、第7号様式、第10号様式及び第14号様式においては、代表者が署名した場合に限る。
四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱(令和4年告示第168号)	(略)	
(略)		

(健康福祉部介護保険課)